



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 9 3 号 令和 8 年 9 月 2 5 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 7 8	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	管財課
4 7 9	同	同
4 8 0	同	同
4 8 1	同	同
4 8 2	特定調達契約について随意契約の相手方を 決定した件	港湾政策課

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
5	全長 2 0 センチメートルを超えるうなぎを 採捕することを禁止する区域及び期間を指 示する件	
6	押網を船舶に積載することを禁止する件	

【内水面漁場管理委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
2	水産動植物を採捕すること及び漁場の使用 を禁止する件	
3	全長 2 0 センチメートルを超えるうなぎを 採捕することを禁止する区域及び期間を指 示する件	
4	押網を船舶に積載することを禁止する件	

【内水面漁場管理委員会指示】

番 号

表

題

担当課名

5

漁業法の規定に基づきあゆを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件

徳島県告示第478号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年9月25日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
刑事手続IT化用機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課
徳島市万代町二丁目5番地1
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
734,030円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年6月16日

徳島県告示第479号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年9月25日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
徳島県警察行政情報ネットワークシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課
徳島市万代町二丁目5番地1
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
1,813,130円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年6月16日

徳島県告示第480号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年9月25日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
大気汚染常時監視テレメータシステム関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県生活環境部環境管理課
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日進機械
香川県高松市一宮町7-4-4番地1
- 5 落札金額
1,540,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年6月30日

徳島県告示第481号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年9月25日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
オートアナライザー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県生活環境部環境管理課
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
N T T ・ T C リース株式会社
東京都港区港南一丁目2番70号
- 5 落札金額
621,720円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年7月7日

徳島県告示第482号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年9月25日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
令和8年度徳島県潮位観測情報提供システム運用基盤移行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県県土整備部港湾政策課
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年9月7日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
NECネットエスアイ株式会社
東京都港区芝浦三丁目9番14号
- 5 契約金額
85,096,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

徳島海区漁業調整委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長20センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和8年9月25日

徳島海区漁業調整委員会 会長 今 治 清 孝

1 禁止する区域

徳島海区（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）

2 禁止する期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

3 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 徳島県漁業調整規則（令和2年徳島県規則第88号）第43条第1項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合
- (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う3日前までに徳島海区漁業調整委員会へ届出を行った場合

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年9月25日から令和9年3月31日までとする。

徳島海区漁業調整委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（令和2年徳島県規則第88号）第31条第4号に規定する漁具（以下「当該漁具」という。））を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和8年9月25日

徳島海区漁業調整委員会 会長 今 治 清 孝

令和8年12月15日から令和9年4月15日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の3日前までに徳島海区漁業調整委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

印

令和 8 年 9 月 25 日 付け 徳島海区漁業調整委員会 指示第 6 号の規定に基づき、次のとおり
届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

1 押網漁具を船舶に積載する理由（具体的に記載のこと。）

2 積載予定期間

3 航行予定区域

4 届出の対象船舶等

(1) 船名

(2) 漁船登録番号、船舶検査済票の番号又は船舶番号

(3) 総トン数又は船舶の長さ

(4) 船舶所有者の住所、氏名

(5) 運航責任者の住所、氏名

(6) 押網漁具の所有者の住所、氏名

徳島県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により次の区域及び期間において水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する。

令和8年9月25日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 歌 泰 一

1 禁止する区域

- (1) 勝浦川のうち徳島市丈六町地先の丈六堰から小松島市江田町越前地先の江田橋までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- (2) 那賀川のうち阿南市羽ノ浦町古庄地先の国土交通省距離標7.0キロメートル地点から距離標7.2キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- (3) 那賀川のうち阿南市吉井町吉井地先の国土交通省距離標14.2キロメートル地点から距離標14.4キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域
- (4) 海部川のうち海部郡海陽町多良地先の海部川と母川の合流点から上流へ1,000メートルの地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域

2 禁止する期間

勝浦川

令和8年10月11日から同月19日まで及び同年11月11日から同月30日まで

那賀川

令和8年11月11日から同月28日まで

海部川

令和8年11月11日から同月30日まで

徳島県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長20センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和8年9月25日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 歌 泰 一

1 禁止する区域

徳島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）

2 禁止する期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

3 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 徳島県漁業調整規則（令和2年徳島県規則第88号）第43条第1項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合
- (2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う3日前までに徳島県内水面漁場管理委員会へ届出を行った場合

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年9月25日から令和9年3月31日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（令和2年徳島県規則第88号）第31条第4号に規定する漁具（以下「当該漁具」という。））を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和8年9月25日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 歌 泰 一

令和8年12月15日から令和9年4月15日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の3日前までに徳島県内水面漁場管理委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

(別記様式)

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和 年 月 日

徳島県内水面漁場管理委員会会長 殿

住所

氏名

印

令和8年9月25日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第4号の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、網枠と網とは、分離した上、積載いたします。

1 押網漁具を船舶に積載する理由（具体的に記載のこと。）

2 積載予定期間

3 航行予定区域

4 届出の対象船舶等

(1) 船名

(2) 漁船登録番号、船舶検査済票の番号又は船舶番号

(3) 総トン数又は船舶の長さ

(4) 船舶所有者の住所、氏名

(5) 運航責任者の住所、氏名

(6) 押網漁具の所有者の住所、氏名

徳島県内水面漁場管理委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次の区域及び期間において「あゆ」の採捕を禁止する。

なお、令和3年12月28日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第5号については、令和8年9月30日をもってこれを廃止する。

令和8年9月25日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 歌 泰 一

1 禁止する区域

那賀川のうち川口ダムから上流の区域及びその支流赤松川、紅葉川、古屋谷川、海川谷川、南川（木頭村）及び坂州木頭川の区域

2 禁止する期間

6月1日から6月19日まで

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年10月1日から令和14年12月31日までとする。